

王寺町児童生徒就学援助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町立学校 本町の設置する義務教育学校をいう。
- (2) 児童生徒 本町の区域内に住所を有し、かつ、町立学校又は国若しくは県が設置した小学校若しくは中学校に在学している者
- (3) 入学予定者 本町に住所を有し、かつ、次年度町立学校前期課程に入学若しくは後期課程に進学（以下「入学」とする）予定又は国若しくは県が設置した小学校・中学校に入学予定の者
- (4) 保護者 児童生徒又は入学予定者を保護する者をいう。

(対象者)

第3条 就学援助を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、児童生徒又は入学予定者の保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、本町以外の地方公共団体から教育扶助を受けている者を除く。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 教育長が前号に準ずる程度に経済的に困窮していると認める者（以下「準要保護者」という。）で次に掲げるもの

ア 生活保護法第8条の規定による基準に基づいて、その世帯の需要額〔生活扶助（Ⅰ類、Ⅱ類）+期末一時扶助+教育扶助（基準額）+学校給食費+住宅扶助〕の1.3倍を基準とし、世帯の所得額が基準額を下回る場合（所得額は、原則として前年の年間総所得額）である者

イ その他、教育長が特に就学援助の必要があると認める者

(就学援助費)

第4条 就学援助費の費目は、別表のとおりとする。ただし、要保護者が受けることができる就学援助費の費目は、別表中3の項、6の項及び7の項とする。

2 前項に規定する別表に定める費目に係る就学援助の額は、年度毎に教育長が別に定める。

(申請手続)

第5条 就学援助を受けようとする者は、就学援助費受給申請書（別記様式）に当該児童生徒の在学する学校長（必要と認められる場合にあっては、当該学校長のほか民生児童委員）の意見を付し、次の各号のいずれかに該当する書類を添付した上で、学校長を経由して王寺町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、町立学校以外の学

校に在学している児童生徒又は入学予定者に係る就学援助の申請の提出方法は、この限りでない。

- (1) 同一世帯全員の本年度課税証明書
- (2) 本年度の町県民税及び所得税の申告書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、別表中4の項の支給を入学前に受けようとする者は入学予定年度の前年度に就学援助費（入学準備金）受給申請書（別記様式2）に前項の各号のいずれかに該当する書類を添付した上で教育委員会に提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、生活保護法第13条の規定による教育扶助が行われている児童

生徒の保護者の申請については、教育長が別に定める。

（審査及び通知）

第6条 教育長は、前条の申請を受理したときは、延滞なく審査を行い、就学援助の認定の可否を決するとともに、その結果を速やかに申請者に通知する。

2 教育長は、前項の審査に必要があると認めるときは、申請者の承諾を得て、当該申請者の就学援助の対象者としての資格に関する事項を官公署に照会することができる。

3 教育長は、第1項の審査により申請者に係る就学援助の認定の可否を決したときは、速やかに、当該申請者の児童生徒又は入学予定者が在学し、又は入学を予定している学校の学校長に対し、当該児童生徒又は入学予定者の認定の可否を通知する。ただし、当該申請者の児童生徒又は入学予定者が町立学校以外の学校に在学しているときは、この限りでない。

（認定期間）

第7条 前条の規定により就学援助の認定を受けた者（以下「被認定者」という。）が就学援助を受けることができる期間（以下「認定期間」という。）は、次の各号のいずれかの期間とする。

- (1) 被認定者が定期申請期間内に教育長に対し第5条の申請を行ったときは、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間
- (2) 被認定者が随時申請期間内に教育長に対し第5条の申請を行ったときは、当該被認定者が教育長に対し就学援助の申請をした日の翌月の1日から学年末日までの期間。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、当該年度に限って開始日を変更することができる。

2 別表中4の項については、第1項の規定にかかわらず、入学前の教育委員会が定める日までに申請し認定された者に支給できるものとする。ただし、この規定により支給を受けたときは、翌年度の別表中4の項は支給しない。

（就学援助費の支給及び委任）

第8条 教育長は、被認定者に対し前条に規定する認定期間に応じて第4条に規定する就学援助費を支給する。

- 2 教育長は、就学援助費を原則として、被認定者の指定した金融機関の預金口座に、口座振替により支払うものとする。ただし、医療費については、被認定者からの請求があった場合において学校長を経由して医療券を交付し、児童生徒が受診した医療機関の請求に基づき、口座振替により支払うものとする。
- 3 学校長は、被認定者からの委任状により、当該被認定者の就学援助費の請求、受領及び執行を行うことができる。

(異動)

第9条 被認定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、教育長に当該事項を届け出なければならない。

- (1) 第3条各号の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 就学援助を必要としなくなったとき。
- (3) 第6条の認定に係る所得に対し、修正申告を行ったとき。

(取消し)

第10条 教育長は、次の各号に掲げる場合、第7条に規定する認定期間中であっても被認定者に該当するものでなくなった日をもって就学援助の取消しを決定するものとする。

- (1) 被認定者の児童生徒が死亡したとき。
- (2) 被認定者の児童生徒が転校したとき。
- (3) 入学予定者が、町立学校若しくは国、県が設置した小学校又は中学校に入学しなかったとき。
- (3) 前3号に掲げるもののほか、教育長が就学援助の認定の取消しを必要と認めたとき。

(返還)

第11条 教育長は、当該被認定者が次の各号のいずれかに該当したときは、援助費の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 当該被認定者が当該取消しに係る部分に関し、すでに援助費を受給しているとき。
- (2) 当該被認定者が偽り、その他不正な手段により援助費を受給しているとき。
- (3) 教育長が前2号に掲げるもののほか、特別な理由があると認めたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、就学援助に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、第5条、第6条並びに第8条第1項及び第2項の規定は、平成29年2月1日から施

行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 5 条第 2 項の規定は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。